

第2章 個別労働紛争に関するあっせん

第1節 あっせんの状況

1 あっせんの係属状況

(1) 概況

あっせんを実施している労働委員会は、元年末現在、44道府県労委である。

元年に係属した個別労働紛争に関するあっせん件数は371件で、このうち30年から繰越されたものは41件、新規に係属したものは330件であった（第47表参照）。

(2) 新規係属件数

新規係属件数は330件で、30年に比べ21件の増加となった。過去5年の推移は、27年350件、28年310件、29年271件、30年309件となっている（図5参照）。

(3) 開始事由別新規係属状況

新規係属事件を開始事由別にみると、労働者からの申請が318件・96.4%（30年301件・97.4%）、使用者からの申請が12件・3.6%（同8件・2.6%）、労使双方からの申請が0件・0%（同0件・0%）であった（第48表参照）。

(4) 道府県労委別新規係属状況

新規係属事件を道府県労委別にみると、北海道36件・10.9%（30年21件・6.8%）が最も多く、以下、鳥取35件・10.6%（同36件・11.7%）、新潟22件・6.7%（同9件・2.9%）、千葉19件・5.8%（同13件・4.2%）が続いている（第47表参照）。

第47表 道府県労委別個別労働紛争あっせん件数

(単位:件)

都道府県 労委	区分	あ っ せ ん								
		係 属 件 数			終 結 件 数					次期 繰越
		前期 繰越	新規係 属件数	計	解決	打切	取下	不開始	計	
北海道		1	36	37	16	9	7	0	32	5
青森		2	1	3	1	0	2	0	3	0
岩手		1	2	3	2	0	0	0	2	1
宮城		1	5	6	2	3	1	0	6	0
秋田		0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形		1	2	3	1	1	1	0	3	0
福島		0	2	2	2	0	0	0	2	0
茨城		0	4	4	2	1	0	0	3	1
栃木		0	3	3	1	2	0	0	3	0
群馬		0	5	5	0	4	1	0	5	0
埼玉		0	15	15	4	6	0	0	10	5
千葉		9	19	28	12	14	1	0	27	1
東京		-	-	-	-	-	-	-	-	-
神奈川		0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟		1	22	23	9	10	1	2	22	1
山梨		1	3	4	1	0	1	1	3	1
長野		3	7	10	2	2	2	1	7	3
静岡		0	15	15	2	11	0	0	13	2
富山		0	6	6	1	3	1	0	5	1
石川		0	2	2	0	2	0	0	2	0
福井		0	3	3	2	0	0	0	2	1
岐阜		1	3	4	2	0	0	1	3	1
愛知		2	12	14	3	9	1	0	13	1
三重		0	4	4	1	2	1	0	4	0
滋賀		0	7	7	1	5	0	0	6	1
京都		0	9	9	4	3	1	0	8	1
大阪		0	5	5	4	1	0	0	5	0
兵庫		-	-	-	-	-	-	-	-	-
奈良		0	4	4	1	1	0	0	2	2
和歌山		1	4	5	0	4	1	0	5	0
鳥取		3	35	38	16	9	11	0	36	2
島根		2	12	14	4	3	2	0	9	5
岡山		2	4	6	3	1	1	0	5	1
広島		1	15	16	6	6	0	0	12	4
山口		2	2	4	2	1	1	0	4	0
徳島		1	11	12	5	7	0	0	12	0
香川		0	1	1	1	0	0	0	1	0
愛媛		0	1	1	1	0	0	0	1	0
高知		0	7	7	1	5	0	0	6	1
福岡		0	1	1	1	0	0	0	1	0
佐賀		0	8	8	1	5	0	0	6	2
長崎		0	4	4	2	2	0	0	4	0
熊本		1	5	6	1	2	1	0	4	2
大分		0	2	2	1	0	0	0	1	1
宮崎		3	9	12	5	4	2	0	11	1
鹿児島		0	3	3	0	3	0	0	3	0
沖縄		2	11	13	2	9	1	0	12	1
総計(注2)		41	330	371	127	150	41	5	323	48
					39.3%	46.4%	12.7%	1.5%	100%	
30年(注2)		35	309	344	123	131	38	11	303	41
					40.6%	43.2%	12.5%	3.6%	100%	

(注)1. 東京都、兵庫県、福岡県には労働委員会が主体となる制度は設けられていないが、次の制度がある。

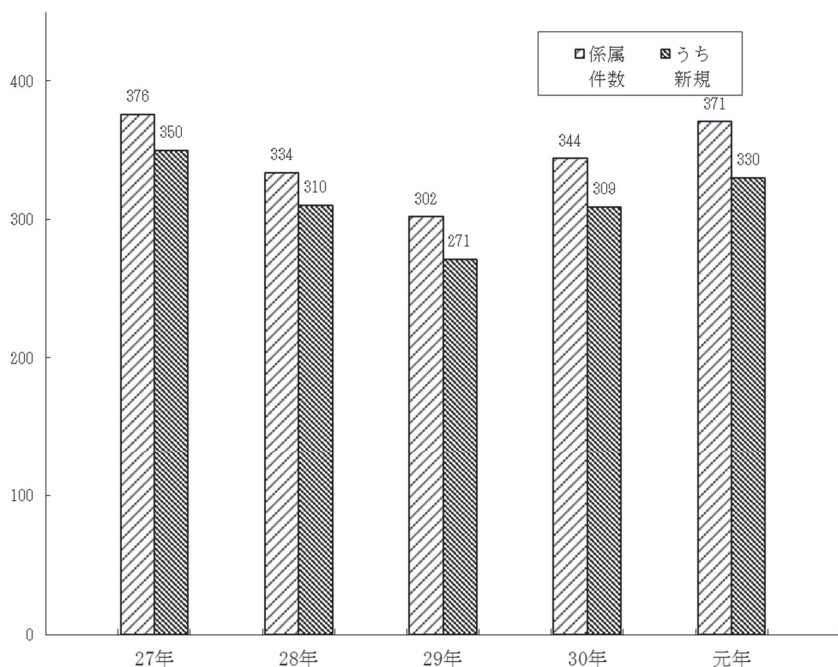
東京都：都によるあっせんを実施。

兵庫県：労使相談センターによるあっせんを実施。

福岡県：県によるあっせんを実施。その中で労働委員会委員によるあっせんの制度が設けられている。(表中は委員によるあっせんの件数)

2. 総計には、福岡県の件数は含まれていない。

図5 あっせん件数の推移



(単位：件)

(注) 個別労働紛争に関するあっせん実施道府県労委の計(44労委)

第48表 新規係属事件における開始事由別個別労働紛争あっせん件数の推移

(単位：件)

開始事由 年	労働者申請		使用者申請		労使双方申請		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
27年	347	99.1%	3	0.9%	0	0.0%	350	100%
28年	301	97.1%	9	2.9%	0	0.0%	310	100%
29年	265	97.8%	6	2.2%	0	0.0%	271	100%
30年	301	97.4%	8	2.6%	0	0.0%	309	100%
元年	318	96.4%	12	3.6%	0	0.0%	330	100%

2 あっせん事件における関係当事者の特徴

(1) 労働組合の有無別及び従業員数規模別事業主の状況

終結した事件を労働組合の有無別・従業員数規模別にみると、労働組合ありでは、従業員数が9人以下は1件・1.6% (30年1件・2.0%)、10人以上49人以下は7件・11.5% (同0件・0.0%)、50人以上99人以下は6件・9.8% (同1件・2.0%)、100人以上299人以下は11件・18.0% (同10件・20.4%)、300人以上499人以下は2件・3.3% (同3件・6.1%)、500人以上は34件・55.7% (同34件・69.4%)であった。

労働組合なしでは、従業員数が9人以下は55件・23.4% (同51件・21.3%)、10人以上49人以下は81件・34.5% (同76件・31.7%)、50人以上99人以下は28件・11.9% (同32件・13.3%)、100人以上299人以下は30件・12.8% (同44件・18.3%)、300人以上499人以下は16件・6.8% (同14件・5.8%)、500人以上は25件・10.6% (同23件・9.6%)であった (第49表参照)。

第49表 当事者である事業主の状況

(単位：件)

		9人以下	10人以上 49人以下	50人以上 99人以下	100人以上 299人以下	300人以上 499人以下	500人以上	合計
元年 (30年)	組合あり	1 (1)	7 (0)	6 (1)	11 (10)	2 (3)	34 (34)	61 (49)
	組合なし	55 (51)	81 (76)	28 (32)	30 (44)	16 (14)	25 (23)	235 (240)
	合計	56 (52)	88 (76)	34 (33)	41 (54)	18 (17)	59 (57)	296 (289)

(注) 件数は終結件数である。30年は14件、元年は27件が不明。

(2) 労働者の就労状況

終結した事件の労働者の就労状況は、正社員が199件・61.6% (30年166件・54.8%)、パート・アルバイトが67件・20.7% (同63件・20.8%)、契約社員が36件・11.1% (同48件・15.8%)、派遣労働者が9件・2.8% (同14件・4.6%)、その他が12件・3.7% (同12件・4.0%)となっている (第50-1表、図6参照)。

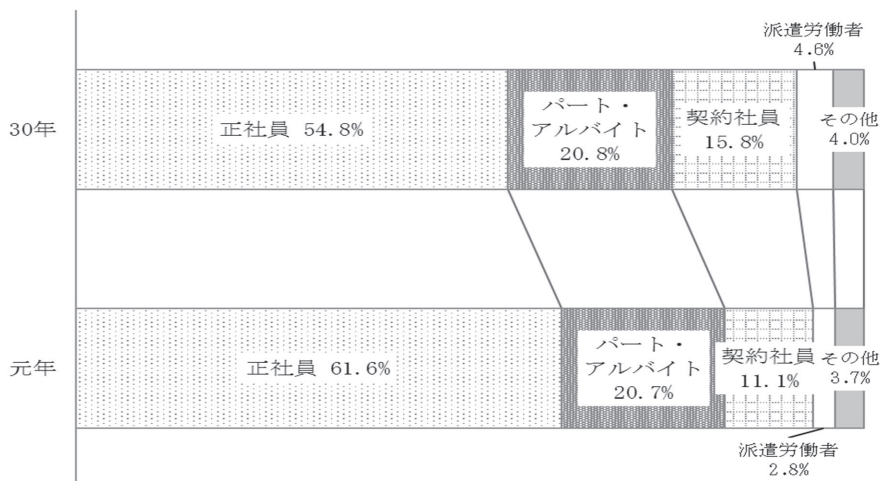
第50-1表 個別労働紛争の当事者である労働者の就労状況

就労状況	正社員		パート・ アルバイト		契約社員		派遣労働者		その他		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
30年	166	54.8%	63	20.8%	48	15.8%	14	4.6%	12	4.0%	303	100%
元年	199	61.6%	67	20.7%	36	11.1%	9	2.8%	12	3.7%	323	100%

(注) 1. 件数は終結件数である。

2. 就労状況の「その他」とは、業務委託、試用期間、嘱託など。

図6 労働者の就労状況



(3) 労働者の就労状況別及びあっせんの内容別事項

終結事件に係る労働者の就労状況別・あっせんの内容別事項を見てみると、「その他」以外では「経営又は人事」が最も多く、その次に、「職場の人間関係」が多くなっている。「その他」では、「賃金等」に次いで、「経営又は人事」が多くなっている（第50-2表参照）。

第50-2表 労働者の就労状況、内容別個別労働紛争あっせん事項

(単位：項目)

就労状況	事項		経営又は人事		賃金等		労働条件等		職場の人間関係		その他		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
正社員	128	41.2% (1)	72	23.2% (3)	25	8.0% (4)	76	24.4% (2)	10	3.2% (5)	311	100%		
パート・アルバイト	48	46.2% (1)	17	16.3% (3)	9	8.7% (4)	24	23.1% (2)	6	5.8% (5)	104	100%		
契約社員	33	49.3% (1)	11	16.4% (3)	5	7.5% (4)	16	23.9% (2)	2	3.0% (5)	67	100%		
派遣労働者	7	46.7% (1)	2	13.3% (3)	2	13.3% (3)	4	26.7% (2)	0	0.0% (5)	15	100%		
その他	7	25.0% (2)	9	32.1% (1)	4	14.3% (4)	5	17.9% (3)	3	10.7% (5)	28	100%		

(注) 1. 複数の内容を含むあっせんもあるため、合計は終結件数とは一致しない。

2. 下段の()は、各就労状況におけるあっせん事項の順位を表す。

3 あっせん内容の特徴

新規係属事件 330 件に係るあっせんの内容別事項数 533 件 (30 年 511 件) のうち、「経営又は人事」が 220 件・41.3% (同 202 件・39.5%)、「賃金等」が 104 件・19.5% (同 89 件・17.4%)、「労働条件等」が 47 件・8.8% (同 74 件・14.5%)、「職場の人間関係」が 123 件・23.1% (同 103 件・20.2%)、「その他」が 39 件・7.3% (同 43 件・8.4%) となっている。

30 年と比べると、「職場の人間関係」が 20 件、「経営又は人事」が 18 件、「賃金等」が 15 件、それぞれ増加し、「その他」が 4 件、「労働条件等」が 27 件減少した (第 51 表参照)。

第51表 新規係属事件における内容別個別労働紛争あっせん事項の推移

(単位：項目、件)

	経営又は人事		賃金等		労働条件等		職場の人間関係		その他		合計		新規係属事件数
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
27年	249	46.3%	135	25.1%	44	8.2%	74	13.8%	36	6.7%	538	100%	350
28年	207	37.7%	131	23.9%	76	13.8%	101	18.4%	34	6.2%	549	100%	310
29年	189	41.1%	106	23.0%	51	11.1%	77	16.7%	37	8.0%	460	100%	271
30年	202	39.5%	89	17.4%	74	14.5%	103	20.2%	43	8.4%	511	100%	309
元年	220	41.3%	104	19.5%	47	8.8%	123	23.1%	39	7.3%	533	100%	330

(注) 複数の内容を含むあっせんもあるため、合計は新規係属事件数に一致しない。

4 あっせん員の構成

最終した事件 323 件のうち、あっせん員の指名がされた 283 件 (30 年 258 件) について、あっせん員の構成をみると、公・労・使三者委員によるものが 233 件・82.3% (同 207 件・80.2%)、委員及び事務局職員が 25 件・8.8% (同 29 件・11.2%) などとなっている (第 47 表及び第 52 表参照)。

第52表 あっせん員の構成

(単位：件)

	委 員						委員＋非委員						非 委 員		合計			
	三者構成		公益委員のみ		その他		委員及び事務局職員				事務局職員		その他					
							うち、委員三者構成	その他	事務局職員	その他								
30年	207	80.2%	3	1.2%	0	0.0%	29	11.2%	22	8.5%	4	1.6%	1	0.4%	14	5.4%	258	100%
元年	233	82.3%	5	1.8%	1	0.4%	25	8.8%	24	8.5%	14	4.9%	1	0.4%	4	1.4%	283	100%

5 あっせんの終結

(1) 処理状況

元年は30年からの繰越41件を含む371件(30年344件)の係属事件のうち、323件(同303件)が終結し、48件(同41件)が元年に繰り越された。終結した323件のうち、当事者があっせんを行うことに同意したもの(「あっせんあり」)は181件(同152件)、同意しなかったもの(「あっせんなし」)は142件(同151件)であった(第47表、チャートβ参照)。

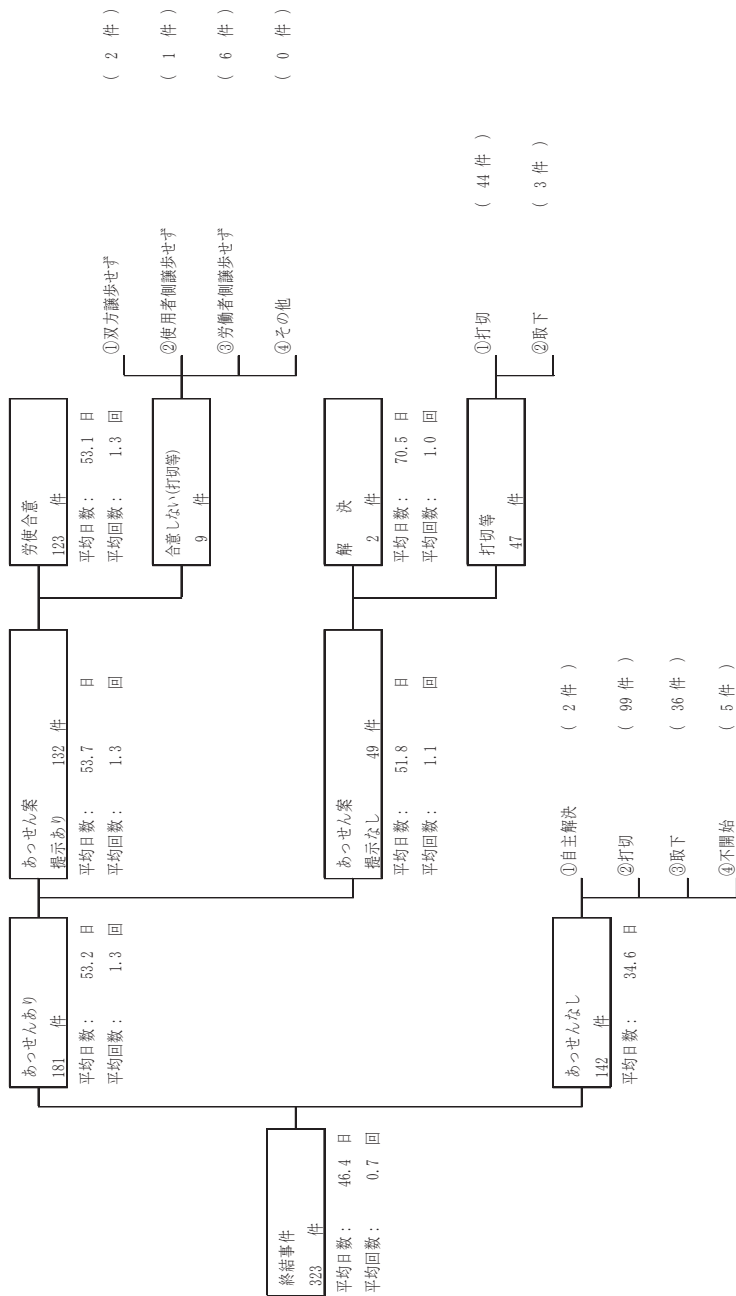
(2) あっせんを行った事件

あっせんを行うことに同意した事件181件(30年152件)のうち、あっせん案の提示があった132件(同114件)の内訳をみると、労使合意したもの(解決)が123件(同107件)、労使合意しなかったもの(打切等)が9件(同7件)であった。労使合意しなかった9件の内訳は「双方譲歩せず」が2件、「使用者側譲歩せず」が1件、「労働者側譲歩せず」が6件となっている。また、あっせん案の提示がなかった49件の内訳をみると、解決2件、打切等が47件となっている(チャートβ参照)。

(3) あっせんを行わなかった事件

被申請者があっせんを行うことに同意しなかった事件142件(30年151件)の内訳をみると、打切が99件(同92件)と最も多く、以下、取下36件(同35件)、不開始5件(同11件)、自主解決2件(同13件)となっている(チャートβ参照)。

チャートβ 個別労働紛争に関するあっせんの処理状況(フローチャート)



※ 平均日数 = 処理日数 ÷ 取下及び不開始を除く最終件数

(4) 解決状況

元年に終結した事件 323 件（30 年 303 件）のうち、取下・不開始を除く 277 件（同 254 件）の終結状況は、解決 127 件（同 123 件）、打切 150 件（同 131 件）で、その解決率は 45.8%（同 48.4%）であった（第 53 表参照）。

第53表 個別労働紛争あっせんの終結状況、解決率

（単位：件）

	終 結 件 数										解決率
	解決		打切		取下		不開始		合計		
27年	144	40.9%	150	42.6%	35	9.9%	23	6.5%	352	100%	49.0%
28年	133	43.9%	140	46.2%	29	9.6%	1	0.3%	303	100%	48.7%
29年	94	35.2%	137	51.3%	31	11.6%	5	1.9%	267	100%	40.7%
30年	123	40.6%	131	43.2%	38	12.5%	11	3.6%	303	100%	48.4%
元年	127	39.3%	150	46.4%	41	12.7%	5	1.5%	323	100%	45.8%

（注）1. 解決率（%）＝解決件数÷取下・不開始を除く終結件数×100

2. 被申請者の不参加による打切について、平成28年分から「打切」に分類している。

(5) 平均処理日数

取下・不開始を除く 277 件（30 年 254 件）の平均処理日数は 46.4 日（同 48.4 日）であった（第 54 表参照）。

（注）あっせん処理日数は、申請書受付日（又はあっせん員指名日・あっせん受任日）～終結日で計算している。

第54表 個別労働紛争のあっせん平均処理日数

（単位：日）

	27年	28年	29年	30年	元年
平均処理日数	40.6	40.8	40.5	48.4	46.4